

コンタクトレンズ検査料に関する施設基準の掲示

当院では、コンタクトレンズ装用に係る検査を実施しております。

●初診料：291 点

●外来診療料（再診料）：76 点

○当院又は他の岩手県立病院で過去に【コンタクトレンズ検査料】が算定されている場合は、外来診療料（再診料）となります

●検査料の区分：コンタクトレンズ検査料 1

●検査料の点数：200 点

●診療医の氏名：三善 重徳

●眼科診療経験：7 年

●令和4年7月1日より

※上記について、ご不明な点は職員までお尋ねください

（コンタクトレンズ検査料は、平成 18 年4月1日から制定されました）